

○沖縄県立看護大学特別聴講学生規程

(平成12年7月19日)

[沿革] 平成20年5月21日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）第53条第3項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学志願)

第2条 本学に特別聴講学生として入学を志願する者は、当該大学を経て次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(入学許可)

第3条 特別聴講学生の入学は、教授会の議を経て、学長が許可する。

(聴講期間)

第4条 特別聴講学生の聴講期間は、原則として1年以内とする。

(特別聴講学生証)

第5条 特別聴講学生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、特別聴講学生証の交付を受けなければならない。

(入学考査料及び入学料)

第6条 特別聴講学生の入学考査料及び入学料は、徴収しない。

(聴講料の額)

第7条 特別聴講学生の聴講料の額は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）第2条に定める額とする。

(聴講料の納付)

第8条 特別聴講学生の聴講料は、条例第8条第2項の定めるところにより納付しなければならない。

(聴講料の不還付)

第9条 既納の聴講料は、還付しない。

第10条 特別聴講学生の取り扱いについては、この規程に定めるもののほか、学部学

生の例による。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取り扱いについては、当該大学との協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行する。